

給食会たより

令和4年度第6号
(公財)熊本市学校給食会
R4.9.30 文責：本郷

インボイス制度についての研修会

来年10月から「適格請求書等保存方式」いわゆる「インボイス制度」が始まるため、8月23日に全ての納入組合・納入業者を対象とした研修会を実施しました。新型コロナの感染者が多い時期でしたので、感染予防のため予定していた他の講話や発表は次回に延期し、インボイス制度に内容を焦点化して短時間で開催しました。

講師は熊本西税務署統括国税調査官の西ノ園様で、消費税の基本的な仕組みからインボイス制度の細かな留意点まで配付資料を使いながら一つ一つていねいに解説していただきました。主な内容は下表のとおりで、学校給食用物資を適正円滑に供給する上で各納入組合・納入業者にとって貴重な学びの機会となったと思います。難しい内容も具体例を挙げ分かりやすく説明いただいた西ノ園様に感謝します。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

1 適格請求書等保存方式の概要

- ・ 適格請求書等保存方式とは複数税率に対応したものとして開始される、仕入税額控除の方式で、令和5年10月1日から開始
- ・ 適格請求書とは売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝える手段
- ・ 適格請求書を交付できるのは税務署長の登録を受けた適格請求書発行事業者のみ

2 適格請求書の記載事項・記載の留意点

- ・ 適格請求書の記載事項の例（登録番号、税率ごとの適用税率と消費税額など）
- ・ 1円未満が生じる場合、一の適格請求書につき税率ごとに1回の端数処理を行う

3 適格請求書発行事業者に課される義務（売手の留意点）

- ・ 適格請求書、適格返還請求書及び修正した適格請求書の交付、その写しの保存

4 仕入税額控除の要件（買手の留意点）

- ・ 一定の事項が記載された帳簿及び適格請求書等の保存

5 適格請求書発行事業者の登録申請手続

- ・ 適格請求書発行事業者になるには、登録申請手続が必要
- ・ 登録を受けなければ適格請求書を交付できない
- ・ 令和5年10月1日から登録を受けるには令和5年3月31日までに登録申請手続を行う



【熊本西税務署西ノ園様の講話の様子】